

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の二十三の規定によつて、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成二十六年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 受講対象者

危険物取扱者免状の交付を受けている者で、現に危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）において、危険物の取扱作業に従事しているものは、次のとおりこの講習を受講しなければならない。

1 製造所等において危険物の取扱作業に従事することとなった日から一年以内（ただし、製造所等において危険物の取扱作業に従事することとなった日前二年以内に危険物取扱者免状の交付又はこの講習を受けている場合は、それぞれ免状の交付を受けた日又は講習を受けた日以後における最初の四月一日から三年以内）

2 前回の講習を受けた後、引き続き危険物の取扱作業に従事している場合は、前回の講習を受けた日以後における最初の四月一日から三年以内

二 講習年月日及び場所

1 前期

講習日	講習種別		場所
	午前	午後	
平成二六年七月一日	給油取扱所	その他	三次市
平成二六年七月二日	給油取扱所	その他	廿日市市
平成二六年七月三日	コンビナート	コンビナート	大竹市
平成二六年七月四日	給油取扱所	その他	東広島市
平成二六年七月七日	給油取扱所	その他	三原市
平成二六年七月八日	給油取扱所	その他	尾道市
平成二六年七月九日	コンビナート	コンビナート	福山市
平成二六年七月一〇日	給油取扱所	その他	福山市
平成二六年七月一日	その他	給油取扱所	福山市
平成二六年七月一五日	給油取扱所	その他	呉市
平成二六年七月一六日	給油取扱所	その他	広島市
平成二六年七月一七日	その他	給油取扱所	広島市

2 後期

講 習 日	講 習 種 別		場 所
	午 前	午 後	
平成二七年一月一四日	給油取扱所	その他	三次市
平成二七年一月一五日	コンビナート	コンビナート	大竹市
平成二七年一月一六日	コンビナート	コンビナート	大竹市
平成二七年一月一九日	給油取扱所	その他	廿日市市
平成二七年一月二〇日	給油取扱所	その他	東広島市
平成二七年一月二二日	給油取扱所	その他	呉市
平成二七年一月二三日	給油取扱所	その他	三原市
平成二七年一月二六日	コンビナート	コンビナート	尾道市
平成二七年一月二七日	給油取扱所	その他	福山市
平成二七年一月二八日	その他	給油取扱所	福山市
平成二七年二月三日	給油取扱所	その他	広島市
平成二七年二月四日	その他	給油取扱所	広島市

注一 講習種別欄の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習であり、「コンビナート」とは、コンビナート等特別防災区域内の製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習であり、「その他」とは、前二者以外の危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習である。

二 受講申請書を受理した後、講習日時及び会場を指定した受講票を本人宛に送付する。
 三 受講人員の状況により、会場によっては講習希望日を変更し、又は講習を取りやめる場合がある。

三 講習科目及び時間

1 午前

講 習 科 目	講 習 時 間
一 危険物関係法令に関する事項	午前九時一五分～午前一〇時一五分

二 危険物の火災予防に関する事項	午前一〇時一五分～午前一二時一五分
------------------	-------------------

2 午後

講 習 科 目	講 習 時 間
一 危険物関係法令に関する事項	午後二時一五分～午後四時一五分
二 危険物の火災予防に関する事項	午後四時一五分～午後六時一五分

四 受講手続

1 受講申請書の受付期間等

(一) 前期

平成二十六年五月七日（水）から平成二十六年五月二十日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く（受付時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。ただし、正午から午後一時を除く。）。

郵送の場合は、平成二十六年五月二十日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。

(二) 後期

平成二十六年十一月四日（火）から平成二十六年十一月十七（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く（受付時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。ただし、正午から午後一時を除く。）。

郵送の場合は、平成二十六年十一月十七（月）までの消印があるものに限り受け付ける。

2 受講申請書の提出先

受講申請書の提出先は、次のいずれかとする。

(一) 各消防本部（署）

(二) 一般社団法人広島県危険物安全協会連合会（〒七三二―〇〇五三 広島市東区若草町六番一五号）

ただし、郵送の場合は、一般社団法人広島県危険物安全協会連合会宛とし、封筒の表に「危険物取扱者保安講習受講申請書在中」と朱書すること。

3 受講申請書は、消防本部（署）、一般社団法人広島県危険物安全協会連合会又は広島県危機管理監消防保安課で配布する。

五 受講手数料

1 受講手数料

四千七百円

なお、受講申請書受理後は、書類及び手数料は返還しない。

2 受講手数料の納付方法

(一) 広島県収入証紙による場合

四千七百円に相当する額の広島県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼って納めること。

この収入証紙には消印をしないこと。

(二) 納付書による場合

講習手数料納付書により納めること。

領収控を受講申請書の所定の欄に貼ること。

六 講習当日の受付

講習当日は、講習開始の三十分前から受付を開始する。

受講者は、受講票及び危険物取扱者免状を受付に提出すること。

七 講習修了証明書

講習修了の証明書は、危険物取扱者免状に記入する。

なお、この危険物取扱者免状は、講習終了後に返却する。

八 その他

1 講習のテキストは、当日会場で配布する。

2 講習会場及びその周辺には駐車場がないので、自動車で来場しないこと。

3 その他講習についての問合せは、最寄りの消防本部（署）、一般社団法人広島県危険物安全協会連合会（電話〔〇八二〕二六一―八二五二）又は危機管理監消防保安課（電話〔〇八二〕五一三―二七九〇〔ダイヤルイン〕）にすること。